

委員会記録 平成26年第3回定—20141001—0000000—文教常任委員会

飯田（満）委員

維新の党の飯田でございます。

私からこの時間は、伊勢原射撃場改修工事費と伊勢原射撃場関連事業について、何点か質問させていただきたいと思います。

一昨日も他の会派から伊勢原射撃場については議論がありましたけれども、なるべく重複しないように質問を進めていきたいと思います。

先日の議会、教育長から今回の補正予算を成立に至った丁寧な御説明をいただきました。私といたしましても、可能な限りその提案に賛同していくような形も含めて考えてまいりたいと思いますので、そういうことも含めて今回何点か質問させていただきたいと思います。

そもそも伊勢原射撃場なんですけれども、横浜市の富岡にあった県営射撃場を移転させて、伊勢原市内に建設をして、昭和47年に整備費約3億円をかけて開設した施設であると仄聞をいたします。

また、平成10年の神奈川ゆめ国体で射撃競技会場として使用するために、平成6年から9年度にかけて造成、建築、外構工事等を約33億円をかけて行って、平成9年4月に再開場をいたしております。

その後、環境汚染問題等があって、平成15年4月から休場してなまり汚染土壌等を採集するための処理の環境対策工事等をして20億円、そして、再開に向けた環境工事に関わる基本設計、実施設計等で約9億5,000万円、合計しますと約70億円弱の予算を投じて、再開場というよりも再々開場をいたしております。

そこで、この伊勢原射撃場改修工事費についてなんですけれども、全国規模のクレイ射撃大会の競技会場として機能を整備していくということなんですけれども、今回またこれ今回の補正で3,200万円を補正予算として計上されておりましたの施設整備であります。債務負担行為を含めた今年度平成26年度の伊勢原射撃場の予算の事業内容と金額、議案となっている補正予算の内訳について、おおむね主立ったところで結構ですので、細かいところは結構ですから、主立った事業等についてお教えいただきたいと思います。

浦邊スポーツ課長

今回の補正予算の内訳でございますが、平成26年度の補正予算として3,200万円、平成26年度から27年度の債務負担行為として1億7,200万円お願いしているところでございまして、その内訳といたしましては、飛散防止壁等の改修工事として約1億2,585万円、それから、空調等の設備改修工事として1,400万円程度、それから、クレイ放出機の更新として3,200万円という内訳となっております。

飯田（満）委員

ということは、今回補正予算として計上されております3,200万円というのは、これはクレイ射撃の放出機の更新料に当てているということよろしいんですか。

浦邊スポーツ課長

中の内訳といたしましては、今回3,200万円お願いする部分については、平成26年度中に様々な工事の中で、平成26年度中に終わるであろうという見地でございます、クレーの放出機ではなくて、飛散防止壁の改修工事に係る工事の一部、それから、空調機等の設備改修工事に係る工事の一部で、今年度中に終了する見込みのあるものを計上させていただいているところであります。

飯田（満）委員

分かりました。理解いたしました。

それからこのたびのクレー放出機もそうなんですけれども、補正の内容として飛散防止壁の改修工事というものがあありますが、いわゆるこのスピード射撃については、競技的に銃弾の飛散が広範囲に及ぶということもあまして、特に今回のこの伊勢原射撃場の中においては、トラップの運営棟側の銃弾壁、これ当たるところによって銃弾の破片が外に出てしまうということでの工事ということになりますけれども、今回のこの予算に対してメインとして、その銃弾の破片が外に出ないための対策の工事をメインとして行っていく、こういう考え方でよろしいですか。

浦邊スポーツ課長

委員お話のとおり、トラップではなくてスキートのほうに設置されております飛散防止壁、ここに当たってグラウンドにはねた細かい散弾の弾が射撃エリアの外に落ちないようにするための工事、それがメインになっているというものです。

飯田（満）委員

今回その破片が場外に飛散しないための飛散防止壁の改修工事なんですけれども、具体的にどのような手法を用いて行うのか、伺いたいと思います。

浦邊スポーツ課長

一番メインとなりますのは、飛散防止壁の面に散弾の弾が当たった際の反射の反動を抑えるために、緩衝材を壁面に張るといような工事がメインになるという予定でございます。

飯田（満）委員

今回、この銃弾の破片が外に出るといことは、トラップ競技棟のほうに出ていってしまうということなんですけれども、ここに散弾壁の擁壁を設置するということとはまた違うということですか。

浦邊スポーツ課長

ある程度また詳しくは設計の中で検討していくかと思いますが、ある程度飛散防止壁の横範囲を広げた形で、何かのはじいた弾が拡散しないような方策は必要だと考えております。例えばネットを張ったりとか、または何か壁のようなもので防止するとか、そういうふうなことを併せて考えていきたいというふうに予定しております。

飯田（満）委員

今この前の質問でお答えいただいたように、銃弾が当たっても、当たって飛んで外に出ないような形の工事を行っていくということなんですけれども、果たして本当にそれが当たって下に落ちてくれるのか、この工事が終わっても、当たり方によっては外に出る可能性もなきにしもあらずでありますので、いわゆるトラップ射撃場棟側のところに防壁というものをつくらなくて大丈夫なのかと心配になるんですけれども、また新たに別のときに補正ということがまたないようにしてもらいたいんですけれども、そこについてはどうでしょうか。

浦邊スポーツ課長

まず、飛散防止壁のところ、壁面自体に緩衝剤を張るといふようなものにつきましては、実際に現場でいろいろな材料で確認をした上で施工していくということは今予定しております。その上で今、御心配のとおり、その上でその範囲外にも飛ぶといふようなことがあれば、必要な措置も含めた形で措置をするといふふうに考えております。

飯田（満）委員

できれば、専門家の方も交えて銃弾の破片が外に出るようなことがないように、是非工事を進めていただきたいと思っております。

それに関連してなんですけれども、今回伊勢原射撃場が平成25年4月に開場するに当たって工事等を進めてまいりましたけれども、その工事を進めていく過程の中で、これ平成17年5月でありますけれども、県立伊勢原射撃場あり方検討会議というものが設置されておまして、この伊勢原射撃場あり方検討会議報告書というものがとうに平成17年5月に提出されております。メンバーを見ますと、それ相応の方々、当然のことながら神奈川県のカレー射撃協会の役員の方々も入っておられますし、大学教授やスポーツに精通する方もこの学識経験者ということで名が連ねられています。

今回のこのあり方検討会報告書の中に、スキート競技についてなんですけれども、クレイまでの距離が短いのが特徴であって、散弾の飛散範囲が広範囲に及ぶ可能性が高いと考えられるといふことで、もうこのあり方検討会議の中で、もうそういうことが実は問題視されていたにもかかわらず、今回銃弾の破片が外へ出ていってしまうといふことが起きているわけなんですけれども、そこでなんです、ここはあり方検討会の中で、伊勢原射撃場を再開場するに当たっての建設工事の中で、今のスキートの射撃場を一つにして、今は二つですけども、一つにして、被覆するといふ工事を行うべきではないかといふことがこの検討会の報告書の中にされているわけであり、被覆といふのは御承知のとおりでありますけれども、ドーム型にすれば銃弾が外に出ない、破片が外に出ないといふことで、ドームとして囲ってしまったほうがいいのではないかといふことが報告書に提案されているんですけども、結果としてそうはならなかった。スキート射撃場二つといふことで設置をして開場されてしまったんですけども、なぜこの報告書と違うような形で開場してしまったことになったのか、経過について伺います。

浦邊スポーツ課長

委員お話のありました伊勢原射撃場のあり方検討会議でございますが、その中では再開場に向けて幾つかの案が示されておりまして、その中の一つとして、スキート射撃場をこれまでの2面から1面にしまして、全体をドームのような構造物で囲うといふ案もございました。しかしながら、設計の過程の中で様々な検討を進めていく中で、全国規模のカレー射撃大会の競技会場の公認要件として、スキート射撃場は2面を設置する必要があるといふこともありまして、全弾回収型施設といふコンセプトはそのままにして、弾が飛散することを防ぐための飛散防止壁を設置するといふ現在の設置状況といふことで計画をすることになったといふものでございます。

飯田（満）委員

そういう設計に至った経緯といふのは、このあり方検討会の報告どおりだったのか、また、違ったのか伺いたいと思います。

浦邊スポーツ課長

あり方検討会の幾つかの案の一つの中には、現状の射撃場の形状を基本的に残したままで改修を行うといふ案がございます。その現在の案につきましては、その改良系といふか、それを改

良した形の案となっているということでございます。

飯田（満）委員

今答弁いただきましたとおりでありまして、この報告書の中には被覆をすることによって、スキート射撃場を1箇所であればいけない。1箇所にすると競技的にもAAの競技会場として認定がされなくなってしまうということも含めて、実はもう一つの案であります現状を維持する案として実はこれ採用になったということも実は書かれているんです。

しかし、そういう採用を取り組むに当たってのメインとして、コスト削減というところに書いてあるんです、この一文が。コスト削減をするために現状の維持の状況にすると。ドーム型の被覆にすると、約17億円かかると。これもやはりコストとして高過ぎると。今の現状の維持のままにすれば、そこの17億円というのも削減できるし、競技会場としてもAAの認定がおりるということで、現状維持、今の状態の建設になったというふうにこれ読み取れるわけですね。

そうすると、今回の補正予算、教育局長が申し上げますように、昨日、おととい答弁、説明されておられましたけれども、別に教育さんのほうで今回のこの計上をとったということではなくて、検討委員会がこれでいいんじゃないかということで報告書を出されて、そのとおりにやったというふうに私は読み取れるんですけれども、そこについて伺いたいと思います。

浦邊スポーツ課長

検討委員会での幾つかの案につきましては、完全にそこでやるということではなくて、こういう案が、いろいろとベースになる案として示されたものであります。

それで、今回最終的に現状を残しながらという一番大きな理由は、先ほど申しあげましたように、まずスキート射撃場は2面を確保して、それで国際規格、これは国内の公認の企画をしっかりとっていきたいということが一番であります。あともう一つ、あり方検討会で一番示されているのは、全弾回収型の施設にしていくということが一番のコンセプトでしたので、それを外すということでは検討の過程ではございません。あくまでも現状を維持しながら、飛散防止壁を設置することによって全弾回収型の施設としてできるんじゃないかということで、計画を進めていくというものでございます。

飯田（満）委員

今の答弁を聞いて、更に質問させていただくとするならば、全弾回収に今なっていないわけですね。当たったものが、破片が外へ飛び出ているわけですから、全弾回収とは私は言えないというふうに思うんです。そこについてはどういうふうにお考えなんですか。

浦邊スポーツ課長

確かに今、委員御指摘のとおり、再開場後に実際には散弾の一部が射撃エリアの外に落ちるといふ現象が生じておりますので、全弾回収型施設としてしっかり整備がされなかったということは、御指摘のとおりだというふうに思っております。

今回の補正予算でしっかりとこのような改修を行いまして、改善させていただきたく、今回お願いさせていただくものでございます。

飯田（満）委員

これはなかなか今回伊勢原射撃場という特性がありまして、テスト弾を打って、その銃弾がどのように飛散するかということのテストができなかったということも、一昨日の質問の答弁の中で伺っておりましたので、そこは理解するところでありますけれども、しかしながら、この検討委員会の中にはそうそうたるメンバーの方がいらっしゃるわけで、今回この伊勢原射撃場を設計

するに当たって、その辺のところの計算ができていなかったということに、今回の補正が出てきてしまっているわけでありまして、今後更に伊勢原射撃場を整備されていくんだらうと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、様々事情があるとは思いますが、次の補正が、また何か改修しなければいけないということが出てこないように、しっかりと計画をつけて設計して、改修工事に当たっていただきたいと。これは要望にさせていただきます。

それから、改修工事の内容として、標的の視認性の向上とあるんですけども、視認性というのは一体何でしょうか。

浦邊スポーツ課長

クレ射撃競技では、標的となるクレについて白色とオレンジの色が今ございます。そういう中で、クレ射撃場のスピード射撃については、高さ25メートル近い飛散防止壁が今設けられておりますので、それがコンクリートのむき出しのような形になっています。実際に放出されて打とうとする場合に、そのクレが白色、オレンジ色いずれもなんですが、クレがそのコンクリートの壁に溶け込むような状況で見えてしまうということもあって、非常に見にくいというような、そういうような御意見をいただいているという状況でございます。

飯田（満）委員

この視認性の向上を図るための工事というのは、擁壁に色をつけていくというイメージでよろしいでしょうか。

浦邊スポーツ課長

御指摘のとおりでございます。

飯田（満）委員

分かりました。

この視認性ですね、標的、皿も物によっては色が白い粉が飛んだりとか、オレンジ色の粉が飛んだりということもありますので、その粉によって、どの色にも配色が近いと確認ができるように、その辺のことも含めてこの視認性の向上ということもしっかりやっていただきたい、これは要望にさせていただきます。

それから、クレ放出機の更新についてなんですけれども、このクレの放出機なんですけれども、これ極めて放出の精度が重要となってまいりますこの競技なんですけど、例えばクレがスピードにランダムになってはいけませんし、また、回転によってクレが変化をしてもいけないというふうに競技団体のほうから伺っております。

そこでなんですけれども、現在設置されているクレの放出機の問題点、国際基準の放出機との違い、また、新たなクレ放出機を更新することによって、この伊勢原射撃場の付加価値がどのようにっていくのか、伺いたいと思います。

浦邊スポーツ課長

平成25年4月の再開場後に、で定められた規定どおりのクレの放出について調べていきますと、安定してクレが放出されていないという状況に、具体的にはある一定の距離を置いてリングを置きます。そのリングに放出機から放出をして、それに何枚入ったかというふうなことで検査を行ってまいります。

再開場までに11年間休場していたということで、その間ほとんどクレ放出機使っていなかったということも原因していたと思いますけれども、そういうことで規定のとおりには放出がされないという、いわゆるその際に不良標的というそうなんですけど、不良標的が出る率が結構高いとい

うような御指摘を受けているところでもあります。トップアスリートの方から見ると、我々素人ですと全然分からないんですが、実際に構えてみると、トップアスリートの方はこれは不良標的だということですぐ分かるそうです。そうすると、そういったトップアスリートの方が練習しようとしても、不良標的ばかりですと、いわゆる野球でいうとボールばかり出てきてバッティング練習にならないのと同じように、不良標的がいっぱい出てしまうと練習にならないというふうなことも、もちろん大会でもそういうことになります。そういうもので、今回クレーの放出機の更新をさせていただきたいというものでございます。

そういうことで、この更新ができますと、しっかりと練習もできますし、そういった面で伊勢原射撃場のクレー射撃場としての価値が非常に高まるというふうに考えております。

飯田（満）委員

非常に分かりやすい御説明をいただきまして、ありがとうございました。

そういうクレー放出をされても、大会で使えるわけでもありませんし、全く練習にならぬというのが正直なところだと思いますので、そういった意味ではしっかりと規格認定に沿うクレーの放出機というものを更新させていただきたいと思います。今後国際大会でも通用するような、そういったものを是非更新をお願いしたいと思います。

それから、時間もありませんので、最後の質問にさせていただきたいと思いますけれども、伊勢原射撃場のこの施設整備の考え方についてなんです、クレー射撃の他にライフル射撃も当然この射撃の中には重要な競技として位置付けられているわけでもありますけれども、この伊勢原射撃場のライフル射撃の10メートルエアライフルのほうなんですけれども、エアライフルの10メートルの標的が紙標的になってしまっているということ。また、大口径の射撃でも、紙標的ということもありまして、現在アジア大会やっておりますけれども、残念なことに神奈川県警の松田選手が予選落ちしてしまったというちょっと残念なニュースも飛び込んできましたけれども、そういうトップアスリートの方が練習をしていくためにも、紙標的というよりは電子標的に変えるべきなんではないのかなというふうに思っております。特にこの射撃については、0.1ミリというこのミリ単位を争う競技でありますので、この御時世でもありますので、電子標的に変えていくことをお願いしてまいりたいと思います。

そこでなんですけれども、ライフルの擁壁を改修していくということも大事なんですが、ハードだけではなくて、ソフトの部分もしっかりと整備を行っていくべきだと考えますが、今後の伊勢原射撃場の施設整備については、どのようにお考えになられているか、お伺いしたいと思います。

浦邊スポーツ課長

今、委員からお話がありましたように、エアライフル射撃26射座、それから、大口径棟の10射座ございますけれども、それにつきましては、現在紙の標的にいなされた着弾の状況を読み取り機で読み取る紙標的を使用しているところです。

一方、電子標的だと、標的の通過の位置を超音波や光を用いて検出しまして、コンピューターで瞬時に表示するというので、そういったことで今非常に利便性も高いというようなことが言われているところです。

ただ、しかしながら、伊勢原射撃場でまず必要なのが、エアライフルの26射座の設備を整えるということが、やはりその公認基準を満たすのにまず条件となっております。そうしますと、仮に更新ということでも、26射座全てを更新しなくてははいけないということで、それにはやはり多

額な費用も要することになります。

このために、クレー射撃場以外の施設の整備につきましては、競技団体の御意見ですとか、また、今後の利用状況なども勘案しながら総合的に判断、検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

飯田（満）委員

伊勢原射撃場については、冒頭申し上げましたように、これだけ多額な費用をここに県民の血税をつぎ込んであるわけでありまして、これをやめるといふわけにはもういかないと思います。選択肢はないと思うんですね。さばくというよりか、もう進まなければいけないという状況にまで来ている中において、この伊勢原射撃場をこのままにしておくということについては、今後の競技性の向上を考えたときに常に疑問に思うんですね。しっかりとこの伊勢原射撃場というものを整備していかなければいけないと思います。

東京オリンピックが2020年、オリンピック、パラリンピックがありますけれども、そこに向けてこの伊勢原射撃場がどういうふうな使われ方をするか、これは分かりませんが、しかしながら、伊勢原射撃場を使って選手育成、また、練習等をしていくというこのように関しては、しっかりと国際基準に合った施設の整備を行っていただきたい、それは緊迫性を持ってやっていかなくてはいけないと思いますので、今後この伊勢原射撃場を注目しておりますので、また、今回の補正については、賞賛もいたしておりますので、是非今後も伊勢原射撃場の整備をしっかりと行っていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

（休憩 正午 再開 午後1時）

飯田（満）委員

今日最後の質問ですので、もうしばらくお付き合いをお願い申し上げます。

私からは、県立学校に在籍する生徒の入院時学習支援について、この1項目について質問をさせていただきたいと思っております。

この取組ですけれども、私立学校に通う3年生の女子生徒が、原因が特定できない病で入院中に、院内学級で学ぶ小中学生の姿を見ながら、自らは自習を続け、学校に学習支援を希望したところ、この女子生徒が通う私立高校は、学習等をサポートする制度の創設は約束してくれたと。しかし、同じ境遇で学習意欲のある他の入院している生徒のことを思い、黒岩知事に手紙を書いたということがきっかけで、この入院時学習支援の実施に至ったという経緯と伺っております。

私、この文教常任委員会に所属、今回で3年目になるんですけれども、長期入院を余儀なくされている生徒さんたちの思いに至らなかったことは、私自身も含めて反省をいたしているところなんです。

そんな思いと、この制度を評価する意味、観点からも何点か質問させていただきたいなと思います。

まず、今回私立学校に通う女子生徒からの提言によって、入院時学習支援の仕組みを創設しておりますが、長い歴史のある県教育委員会として、これまで長期入院を余儀なくされてきた学習意欲のある県立高校の生徒に対して、入院時学習希望者にはどのような対応をとってこられたのか、まず伺いたいと思います。

福田高校教育企画課長

これまで病気やけがなどによって、長期入院を余儀なくされてきた県立高校の生徒に対しましては、例えばその生徒さんのクラス担任、学級担任の教員が、その生徒が教わっている教科担当の教員を回りにして、授業で使った生徒に配付したプリント類を集めてきたり、それから、その生徒に対する宿題、自習課題を出してもらおうというふうなことをしてもらって、それらを持って見舞いがてら病院に行き、生徒さんに届けると。こういったような対応をとっている。もちろん何回か見舞いに行けば、今まで取り組んできた宿題の提出をそこで受けて、またそれを授業担当者へ返すと。こういったこともやってきたというふうに、学校ごとにやってきたというふうに承知しております。

しかし、こうした対応には、その学校ごと、あるいはその担任の教員によって濃淡の差、取組方の差があったのではないかというふうに承知をしております。

飯田（満）委員

今回のこの取組がなかったときには、先生がその入院されている生徒さんのところに課題を持っていったりとか、その学校の先生によってばらつきはあると思いますが、そういうことで工夫をされていたと。それから、友達間、生徒間同士でノートをとって、それを渡しに行ったりとか、そういうことをされていたということも伺っております。

そこでなんですけれども、この女子生徒ですね、今回手紙を送った、私立学校に通うこの生徒なんですけれども、この生徒は既に学校と学習支援や精神面におけるサポートを約束してくれたというふうに伺っております。しかしながら、県立高校に通う同じ境遇の生徒のことを彼女は思いまして、県立学校に関わる黒岩知事に手紙を出された。私立と公立の違いはありますが、同じ境遇である世代のために勇気ある行動をとってくれたと、私は彼女を評価したいと思っております。

そこでなんですけれども、知事に手紙を送って、知事の心を動かした私立学校に通うこの女子生徒に対して、県教育委員会としてどのように評価されていらっしゃるか、伺いたいと思います。

福田高校教育企画課長

今、委員御指摘のとおり、このお手紙をきっかけとして、県教育委員会といたしましてこの入院時学習支援についての検討を開始したというようことは事実でございます。

その結果として、この仕組みを今回整えることができましたことから、このいただいたお手紙というのは、入院というそういう経験をした方だけが分かる貴重な思い、これを届けていただいたということで、改めて私どもにそうした気付きの機会をもたらしてくださったというふうに捉えております。

今回そうした思いを受けまして、整備した仕組みでございますので、今後この仕組みを運用していく中で、病気等で入院することになった生徒さんの学習のおくれに対する不安等を軽減できるような、そういう実効ある取組にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

飯田（満）委員

そういう評価をいただいてよかったと思っております。

ここ何がポイントかといいますと、この女子生徒は私立学校に通っている生徒だということなんです。私立学校に通っている生徒が、公立学校に通っている、県立学校に通っている生徒のことまでも思って知事に手紙を、勇気を持って手紙を書いたということが私はポイントだと思っていて、評価をしたいということだったんです。

ちょっとふと疑問に思うこともあるんですが、もしこれが知事宛てではなくて教育委員会宛て

だったら、こんなにもスピード感を持ってこの取組ができたかどうか。ちょっと教えてください、これ。

桐谷教育長

この手紙も直接私も見ております。私自身、私学の課長もやっておりましたので、そういった面で私学と、それから、公立高校の仕組み、その違いも承知しています。ただ、この手紙を見たときに、私としては速やかに対応しろという形で指示を出させていただいて、検討させていただいたということでございます。

飯田（満）委員

ありがとうございます。実はその話も伺っております、教育長もこの手紙を読まれて迅速に対応されて、知事のところまでこの手紙が速やかに上がって、実施に至っているということも伺っておりますので、知事宛てではありましたが、実際教育委員会宛てだったとしても、これだけの速やかな迅速な取組に至ったのかなというふうに思っております。そういった意味では、今回のことについても、教育委員会の評価をさせていただきたいと思っております。

それから、入院時支援における内容なんですけれども、この支援がスタートする以前のことをちょっと二、三お尋ねしたいと思っております。

もしこの支援、仕組みがなかった場合、例えば全日制の県立高校に通う生徒が長期入院を余儀なくされたら。しかし、学習を強く希望されて、訪問教育制度を望まれた場合、制度的にこの生徒の置かれる状況を具体的に教えていただきたいと思っております。

田口特別支援教育課長

答弁の内容が、先ほどの内容と一部重複してしまうところもございます。

これまで全日制の県立高校に通う生徒が長期入院を余儀なくされ、学習支援を望まれた場合には、先ほど答弁させていただいたとおり、高等学校の教員が病院を訪問して、教材プリントなどを届けるといった支援をしてきてございます。ただ、こうした中で、こども医療センターに入院した生徒に対しては、病院に併設されている横浜南養護学校の地域センター機能を活用しまして、養護学校の教員が当該生徒の学習状況を把握したり、あるいは財政機構に伝えるといったような支援をしてまいりました。

訪問教育でございますが、訪問教育は複数の障害を併せて有するなど、学校に登校ができない児童・生徒に対して、特別な教育課程を編成して、教員を派遣し、指導するといった制度でございます。

このため、単に病気ですとかけがで入院をしている生徒ですとか、特別な教育課程を編成することができない高等学校においては、この制度の対象とはなってございませんでした。

また、類似する仕組みとして、病院の中に設置されている院内学級がございます。この院内学級は小中学校などに設置されています特別支援学級の一つで、病弱、あるいは身体虚弱特別支援学級として、通常は小中学校の中に設置をされているんですが、設置をする場所が病院の中ということで、通称として院内学級と呼ばれてございます。ただ、この仕組みについても、特別支援学級を設置することが難しい高校では、なかなか対応が難しいといった、そういう状況でございました。

飯田（満）委員

それは余りちょっとよく理解できなかったんですけども、では、その訪問教育の制度を望まれている普通学校に通う県立高校の生徒というのは、この訪問教育を望まれた場合は、転籍をし

て、特別支援学校が行っているこの制度を利用しなければならない。こういうふうには私は理解しているんですけども、それでよろしいですか。

田口特別支援教育課長

まず一点、訪問教育の仕組みは、障害が重複していて、したがって、学校に登校することができない生徒、重度重複障害のお子さんで、例えば南養護学校で医療ケアを必要とするような身体障害のお子さんがいらっしゃいます。そうした方の家庭を伺って教育する、あるいは施設等へ伺って教育をするという仕組みでございます。

高校生だということで、横浜南養護学校は高等部の生徒に対する訪問教育も実施してございます。この場合には、横浜南養護学校に転・編入、編入をするということが必要になりますので、一旦在籍している学校をやめて、養護学校に入ると。入院の期間が終わって、元の高校に戻る場合には、義務教育諸学校ではありませんので、試験を受け直すという必要が出てきます。そういった難しさから、高等学校の生徒についての訪問教育というのがなかなか進んでいない状況にございました。

さらに、転籍ということでございましたけれども、特別支援学校の教育課程と高校の教育課程は違いがございますので、いわゆる特別支援学校での学習が高校で必要な単位として認められる、認められないというところでは、単位互換の仕組みがございませんので、特別支援学校で学んだ後、高校に戻ったとしてもその部分の学習の単位を高校の単位として認めるというのは、難しい状況にあったということで御理解いただけたらと思います。

飯田（満）委員

今、私何を言いたいかといいますと、訪問教育制度を利用すると、特別支援学校が行っているところに一度、普通学校にいながらも向こうに行かなければいけないということですね。今回この入院時学習支援制度シリーズ、これができたことによって、別に転籍をしなくても済みますよねという話なんです。しかも、今回この仕組みというのは、単位認定や進級等については、これ学校長が総合的に判断できるということになったわけで、普通高校に通っていながら長期入院をされた、でも、学習支援を受けたいといったときに、特別支援学校に移らなくても今の現状のままこの制度を受けて、なおかつ学校長の判断で進級も単位認定もできるということなので、なので、この制度いいですねということをお伝えをしたかったんです。もう結構です。時間もありませんので。

これから、あと2点だけすみません。

今回、実施要項が作成されております。第2条なんですけれども、第2条の2ですね、入院時学習支援の指導時間数は1日について2時間、1週について6時間を上限とするというふうにかかれてはいるんですけども、別にこれ1週8時間でも10時間でも、学習意欲があれば、あえて2時間でも1週6時間ということに決めなくてもいいんじゃないのかなと思うんですけども、そこについてこの基準、根拠について伺います。

福田高校教育企画課長

前にも御答弁した内容と一部重複する部分もあるかとは存じますけれども、1日について2時間ということにつきましては、それぞれ生徒さんが入院されている病院の面会時間等の規定にもよるとは思いますけれども、例えば全日制の場合で午後からそういった学習支援、教科の指導に当たるということを想定いたしますと、全日制高校の場合には多くの場合、午後2時間の5・6校時の授業が設定されているというふうなことで、私どもがこの要綱を策定する際に想定したと

というモデル的なケースは、週6時間というのは月曜から金曜の間の平日に2時間ずつ、1日置きに月水金というような支援のケースを想定しているものでございます。

こうした想定は、そもそも高校生が入院により学習のおくれなどの不安、これを軽減するという主な趣旨がございまして、1週間の学習というのは全日制高校であれば20何時間、あるいは30時間という授業時間がございます。したがって、1週間の学習全てをこの上限6時間でカバーするというようなことは、必ずしもできにくいのではないかとこのように考えておりますし、生徒さんの熱意も、これは理解できる場所ではございますけれども、1対1での対面指導というので、教室の中の40人の1人というのとはまたちょっと状況は異なってくるというふうに思いますので、まずは療養に差し障りのないようなという範囲で想定して、こういった上限を考えたものでございます。

飯田（満）委員

分かりました。そういう理由であるんだということで、この時間数が設定されたんだということで、理解をさせていただきたいと思います。

そんなに時間もありませんので、最後の質問にいたします。

この仕組みの創設については、先ほども申し上げましたけれども、率直に評価をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、この学習支援の必要性というのは、別に入院時だけではなくて、いわゆるその生徒さんが退院された後の自宅療養のときにも必要になってくるのではないかなと思うんです。

そこで、この入院時学習支援実施要項の中では定められていませんけれども、入院が終わり退院されて、自宅療養における生徒の学習希望があれば、自宅療養時でも実施をしていくべきではないのかなと思っているんですけれども、そこについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

福田高校教育企画課長

委員御指摘のように、退院後すぐ登校して、通常の授業を受けるということが難しいということも当然あるかなと思っております。主治医の先生から一定期間の自宅療養が必要と判断された場合には、もう恐らくいつごろ学校に復帰できるのかという目途も主治医の先生から示されているのではないかなというふうに思いますので、その期間を学校への復帰の準備に当てていただくということになるのかなというふうに思います。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、復帰の目途が示されていれば、生徒の不安はそれよりも今後の期待、希望のほうに移っていくと思っておりますので、そういった形を想定しております。

しかしながら、この仕組みを運用する中で、こうした運用上の課題があれば取り扱っていきまして、よりよい仕組みとなるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

飯田（満）委員

最後、意見・要望にさせていただきたいと思っておりますけれども、是非最後質問させていただきまして、自宅療養、長期に及ぶ自宅療養ということも考えられると思っておりますし、そういう生徒さんがもし学ぶ意欲があるならば、是非その意欲に応えていただきたいなという思いがどうしてもあるものですから、是非そこについては、今後この要綱を実施していく中で、実績をつくっていく中で、そういう希望があれば、是非柔軟に対応していただきたいなと、このように強く意見・要望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

大畑指導部長

まことにありがとうございます。

新たにつくった制度でございまして、実際に大阪で始めて、神奈川でこういうのを始めてということで、まだまだ制度的には卵に生まれたばかりという状況でございまして、まだまだということでございます。

この制度がどんなふうにご利用されるのか、あるいはこの制度の意義がどれほど重いものなのかということも、我々これを検証する中で、制度をよりよいものにしていきたいということを思っております。

それと、もう一つだけ言わせていただきますと、私は現場の校長を5年間やらせてもらった中で、先ほど委員の御指摘のとおり、この制度がない中では、教員が行ったりとかということと、もう一つ子供たちがやはり行っているんですよね。その入院している子供たちを支える意欲というのは、友達が来てくれて、自分のためにいろいろな材料に整えてきてくれた、場合によってはノートを作ってきてくれた、こういう思いもすごく大事なので、これはこれとして一つのセーフティネットで大事なんですけれども、そうした子供たちの意思の疎通というか、そういうものもまた大事にしていきたいと思っておりますので、改めてそういうもの全部含めた形の検証をする中で、させていただきます。ありがとうございました。